

第24回

平成24年度通常総会議案書



社団法人 静岡県設備設計協会

第24回平成24年度通常総会次第

日 時：平成25年3月15日（金）

午後3時30分～

場 所：クーポール会館

司会：総務・事業委員 佐々木 哲男

- 1 開会のことば 副会長 白井 和彦
- 2 会長挨拶 会 長 三ツ井 幹雄
- 3 来賓ご紹介
- 4 来賓ご挨拶 顧問 静岡県議会議員 天野 一 様
静岡県経営管理部財務局設備課課長 佐野 寄武 様
- 5 定足数確認
- 6 議長選出
- 7 議事録署名人の選出
- 8 議事 専務理事 山森 繁
＜決議事項＞
第1号議案 平成25年度事業計画書（案）の承認の件
第2号議案 平成25年度収支予算書（案）の承認の件
第3号議案 一般社団法人静岡県設備設計協会規則（案）の承認の件
＜報告事項＞
（1）一般社団法人静岡県設備設計協会への移行について
（2）役員（理事及び監事）の任期について
（3）一般社団法人静岡県設備設計協会規程について
（4）平成25年度常任委員会構成及び地区会構成について
（5）退会届出について
- 9 閉会のことば 副会長 美和 静男

＜懇親会：午後5時から＞

平成25年度事業計画書(案)

当協会は、昭和40年4月に創立をし、建築設備設計技術の向上や快適な生活環境の創造に寄与してきていたが、社会の多様化、高度化が進み、ユニバーサルデザインに沿った執務環境の構築、大規模地震などに対する防災対策、あるいは二酸化炭素などによる地球環境問題への取組みなど新たな社会的要請の高まりの中で、広く公益性に富んだ事業活動を推進するとともに、会員の資質の向上を図り、もって県民の安全・快適で豊かな生活の確立に寄与するため、平成13年2月、より公益性の高い組織として社団法人の設立許可を受け新たに活動を進めてきた。

一方、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革3法への対応を図るべく公益法人制度特別委員会を設け鋭意検討を行い、平成24年3月の総会において一般社団法人静岡県設備設計協会定款(案)が承認され、その後の移行認可申請手続きを経て、平成25年4月1日一般社団法人へ移行を行った。

新しい定款では法人の事業として建築設備等の知識に関する普及啓発及び情報の提供、社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査研究、建築設備相談会の開催等地域社会に貢献する事業などを掲げ、毎年度の事業計画で具体的な事業内容を策定し、これらの事業を推進することとしている。

1 普及啓発事業

建築設備等の知識に関する普及啓発及び情報の提供を行う。

(1) 広報誌発行事業

広報誌「風とあかり」を年1回発行し、建築設備に関わる最新の技術や省エネルギー対策の紹介などの技術情報の提供を行う。

(2) ホームページ運営事業

ホームページを充実させ、広く県民に協会に関する情報や建築設備に関する技術情報の提供を行う。

特に、賛助会員などの協力も得て建築設備に関する最新技術情報の提供を行うとともに、親しみやすい、読みやすいコンテンツも掲載する。

(3) 分離発注促進事業

冊子「設備設計・監理受注実績」を発行し、関係先へ配付を行い、設備設計の分離発注により建築設備の長寿命、省エネルギー化などを的確に進めることへの理解を促進する。

2 調査研究事業

社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査研究を行う。

(1) 建築設備設計技術向上事業

省エネルギーを考慮した施設や新エネルギーの利用を促進した施設の現地研修会や、二酸化炭素削減対策や省エネルギーの向上などについての技術環境講習会を通じてより良い建築設備設計技術の向上を目指す。

(2) 設計施工技術共同研修事業

設備工事施工団体との共同事業により建築設備の設計及び施工技術に関する共同研修を行い、お互いの技術の研鑽を図る。

3 地域社会貢献事業

建築設備相談会の開催等地域社会に貢献する事業を行う。

(1) 建築設備無料相談事業

建築設備についての新築計画、リニューアル又は現設備に係るトラブルなどに対するアドバイスのための無料相談コーナーをホームページ上に開設する。

また、必要に応じ現場での出張相談も行う。

(2) 分煙技術支援事業

静岡県から委託を受け、公共的施設における分煙対策について設備面からのアドバイスを行い、社会的要請である分煙化の促進に寄与する。

年間10施設

4 その他事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

(1) ボランティア活動事業

様々なボランティア活動を通じて広く地域社会に貢献する。

① 地域の清掃活動などを通じて環境保全の向上を図る。

② 福祉団体やボランティア団体との交流、情報交換等を行い協力、援助をしていく。

(2) 他団体等との情報交換事業

建築5団体賀詞交歓会、賛助会員との会員研修会、県担当課との意見交換会、東海4県会長会議などを通じて建築設備設計に関わる情報交換を行い法人の事業活動の推進に資する。

(3) 特記仕様書作成事業

一般社団法人静岡県建築士事務所協会に協力し、「環境にやさしい建築工事特記仕様書（電気設備・機械設備版）」の作成を行う。

5 法人管理事業

理事会、総会、三役会などの会議の開催、事務局事務などを通じて法人の全般的な管理運営を行う。

平成25年度収支予算書（資金収支ベース）（案）

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（円）

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1) 入会金収入	0	0	0	
(2) 会費収入	5,940,000	6,070,000	△ 130,000	
① 正会員会費収入	1,500,000	1,550,000	△ 50,000	50,000円×30事務所
② 賛助会員会費収入	4,440,000	4,520,000	△ 80,000	40,000円×111社
(3) 事業収入	1,790,000	2,865,000	△ 1,075,000	
① 普及啓発事業収入	700,000	800,000	△ 100,000	
・広報誌発行事業収入	700,000	800,000	△ 100,000	広告料
② 調査研究事業収入	0	200,000	△ 200,000	
・設計施工技術共同研修事業収入	0	200,000	△ 200,000	
③ 地域社会貢献事業収入	200,000	700,000	△ 500,000	
・分煙技術支援事業収入	200,000	700,000	△ 500,000	業務委託費
④ その他事業収入	890,000	1,165,000	△ 275,000	
・情報交換事業収入	890,000	1,165,000	△ 275,000	賀詞交換会・会員研修会会費
(4) 負担金収入	325,000	840,000	△ 515,000	
① 負担金収入	325,000	840,000	△ 515,000	総会懇親会負担金1回
(5) 雑収入	50,600	90,600	△ 40,000	
① 受取利息収入	600	600	0	
② 雑収入	50,000	90,000	△ 40,000	
事業活動収入計	8,105,600	9,865,600	△ 1,760,000	
2 事業活動支出				
(1) 事業費支出				
① 普及啓発事業支出	1,225,240	1,260,740	△ 35,500	
・広報誌発行事業支出	992,000	1,027,500	△ 35,500	印刷費、送付代等
・ホームページ運営事業支出	170,000	170,000	0	維持委託料
・分離発注促進事業支出	63,240	63,240	0	印刷費等
② 調査研究事業支出	203,000	613,500	△ 410,500	
・設計技術向上事業支出	164,000	240,000	△ 76,000	委員会交通費、会場費等
・設計施工技術共同研修事業支出	39,000	373,500	△ 334,500	委員会交通費等
③ 地域社会貢献事業支出	130,000	110,500	19,500	
・建築設備無料相談事業支出	10,000	0	10,000	交通費
・住まい博開催事業支出	0	40,500	△ 40,500	
・分煙技術支援事業支出	120,000	70,000	50,000	交通費、謝礼
④ その他事業支出	1,676,600	1,385,520	291,080	
・ボランティア活動事業支出	110,000	0	110,000	交通費
・情報交換事業支出	1,386,600	1,385,520	1,080	会場費、住振協会費等
・特記仕様書作成事業支出	180,000	0	180,000	委員会交通費等
事業費支出計	3,234,840	3,370,260	△ 135,420	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 管理費支出				
① 給料手当支出	1,680,000	2,040,000	△ 360,000	事務長、事務員
② 通勤費支出	102,000	144,000	△ 42,000	事務長、事務員
③ 福利厚生費支出	20,000	321,792	△ 301,792	
④ 会議費支出	507,000	984,000	△ 477,000	総会 1 回
⑤ 旅費交通費支出	354,000	354,000	0	理事会、役員
⑥ 通信運搬費支出	169,425	169,425	0	電話、プロバイダー等
⑦ 消耗品支出	70,000	70,000	0	文具等
⑧ 印刷製本費支出	50,000	50,000	0	デジタル複合機使用料
⑨ 新聞購読料支出	60,000	60,000	0	建通新聞
⑩ 光熱水料費支出	63,000	48,000	15,000	電気、水道、下水道
⑪ 賃借料支出	1,127,700	1,071,624	56,076	事務所家賃、パソコンリース等
⑫ 租税公課支出	340,000	340,000	0	法人税
⑬ 負担金支出	44,125	44,125	0	建築物安全確保支援協会会費
⑭ 委託費支出	150,000	150,000	0	会計処理委託
⑮ 慶弔費支出	120,000	120,000	0	
⑯ 手数料支出	10,000	0	10,000	
⑰ 雑支出	30,000	50,000	△ 20,000	
管理費支出計	4,897,250	6,016,966	△ 1,119,716	
事業活動支出計	8,132,090	9,387,226	△ 1,255,136	
事業活動収支差額	△ 26,490	478,374	△ 504,864	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 26,490	478,374	-504,864	
前期繰越収支差額	478,374	0	478,374	
次期繰越収支差額	451,884	478,374	△ 26,490	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 管理費支出				
① 給料手当支出	1,680,000	2,040,000	△ 360,000	事務長、事務員
② 通勤費支出	102,000	144,000	△ 42,000	事務長、事務員
③ 福利厚生費支出	20,000	321,792	△ 301,792	
④ 会議費支出	507,000	984,000	△ 477,000	総会 1 回
⑤ 旅費交通費支出	354,000	354,000	0	理事会、役員
⑥ 通信運搬費支出	169,425	169,425	0	電話、プロバイダー等
⑦ 消耗品支出	70,000	70,000	0	文具等
⑧ 印刷製本費支出	50,000	50,000	0	デジタル複合機使用料
⑨ 新聞購読料支出	60,000	60,000	0	建通新聞
⑩ 光熱水料費支出	63,000	48,000	15,000	電気、水道、下水道
⑪ 賃借料支出	1,127,700	1,071,624	56,076	事務所家賃、パソコンリース等
⑫ 租税公課支出	340,000	340,000	0	法人税
⑬ 負担金支出	44,125	44,125	0	建築物安全確保支援協会会費
⑭ 委託費支出	150,000	150,000	0	会計処理委託
⑮ 慶弔費支出	120,000	120,000	0	
⑯ 手数料支出	10,000	0	10,000	
⑰ 雑支出	30,000	50,000	△ 20,000	
管理費支出計	4,897,250	6,016,966	△ 1,119,716	
事業活動支出計	8,132,090	9,387,226	△ 1,255,136	
事業活動収支差額	△ 26,490	478,374	△ 504,864	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 26,490	478,374	-504,864	
前期繰越収支差額	478,374	0	478,374	
次期繰越収支差額	451,884	478,374	△ 26,490	

平成25年度収支予算書(損益ベース)(案)
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	その他会計						法人会計	内部取引控除	合計
	普及啓発	調査研究	地域社会	その他	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
受取会費	0	0	0	0	0	0	5,940,000	0	5,940,000
正会員受取会費							1,500,000		1,500,000
賛助会員受取会費						0	4,440,000		4,440,000
事業収益	700,000	0	200,000	890,000	0	1,790,000	0	0	1,790,000
普及啓発事業収益	700,000					700,000			700,000
調査研究事業収益		0				0			0
地域社会貢献事業収益			200,000			200,000			200,000
その他事業収益				890,000		890,000			890,000
受取負担金	0	0	0	0	0	0	325,000	0	325,000
受取負担金						0	325,000		325,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	50,600	0	50,600
受取利息							600		600
雑収益						0	50,000		50,000
経常収益計	700,000	0	200,000	890,000	0	1,790,000	6,315,600	0	8,105,600
(2) 経常費用									
事業費	1,225,240	203,000	130,000	1,676,600	0	3,234,840		0	3,234,840
会議費	36,000	39,000		1,203,000		1,278,000			1,278,000
旅費交通費	100,000	94,000	30,000	388,600		612,600			612,600
通信運搬費	88,500					88,500			88,500
消耗品費	3,000					3,000			3,000
印刷製本費	811,740	20,000				831,740			831,740
賃借料		20,000		5,000		25,000			25,000
諸謝金		30,000	100,000			130,000			130,000
支払負担金				70,000		70,000			70,000
委託費	186,000					186,000			186,000
雑費				10,000		10,000			10,000
管理費							4,933,193	0	4,933,193
給料手当							1,680,000		1,680,000
通勤手当							102,000		102,000
福利厚生費							20,000		20,000
会議費							507,000		507,000
旅費交通費							354,000		354,000
通信運搬費							169,425		169,425
減価償却費							35,943		35,943
消耗品費							70,000		70,000
印刷製本費							50,000		50,000
新聞購読料							60,000		60,000
光熱水料費							63,000		63,000
賃借料							1,127,700		1,127,700
租税公課							340,000		340,000
支払負担金							44,125		44,125
委託費							150,000		150,000
慶弔費							120,000		120,000
手数料							10,000		10,000
雑費							30,000		30,000
経常費用計	1,225,240	203,000	130,000	1,676,600	0	3,234,840	4,933,193	0	8,168,033
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 525,240	△ 203,000	70,000	△ 786,600	0	△ 1,444,840	1,382,407	0	△ 62,433
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 525,240	△ 203,000	70,000	△ 786,600	0	△ 1,444,840	1,382,407	0	△ 62,433
当期一般正味財産増減額	△ 525,240	△ 203,000	70,000	△ 786,600	0	△ 1,444,840	1,382,407	0	△ 62,433

一般社団法人静岡県設備設計協会規則 (案)

- 一般社団法人静岡県設備設計協会会費規則 (案)
- 一般社団法人静岡県設備設計協会理事会運営規則 (案)
- 一般社団法人静岡県設備設計協会総会議事運営規則 (案)
- 一般社団法人静岡県設備設計協会役員報酬規則 (案)

一般社団法人静岡県設備設計協会会費規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金及び年会費）

第2条 一般社団法人静岡県設備設計協会定款（以下「定款」という。）第7条に定める入会金及び年会費は次に掲げるところによる。

（1）正会員

- ① 入会金 30,000 円
- ② 年会費 50,000 円

（2）賛助会員

- ① 入会金 30,000 円
- ② 年会費 40,000 円

2 前項の規定にかかわらず、事業年度の途中で入会した正会員及び賛助会員のその年度の年会費は理事会で決定する。

（会費等の徴収）

第3条 本法人に入会を申し込んだ者は、一般社団法人静岡県設備設計協会会員規程第3条の規定による入会審査通知書を受けとった日から 30 日以内に、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、毎年度、本法人の請求に基づき、年会費を納入しなければならない。

3 会長は、入会金又は年会費を受け取ったときは、領収書を交付しなければならない。ただし、入会金又は年会費が金融機関からの振込により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。

（年会費の不返還）

第4条 定款第8条、第9条又は第10条の規定により会員でなくなったときは、すでに納入された年会費はこれを返還しないものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会理事会運営規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の理事会の運営に関する事項を定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（理事会の構成等）

第2条 理事会は、理事全員をもって構成し、業務執行に関する事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員以外の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（招集権者）

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

（招集手続）

第5条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。ただし、緊急の場合などは、口頭その他の方法で通知を行うことができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（欠席）

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）

第7条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（決議の方法）

第8条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わることはできない。

- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。
この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第9条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に関すること
 - (2) 理事に関すること
 - (3) 組織及び人事に関すること
 - (4) 財産及び財務に関すること
 - (5) 重要な業務執行に関すること
 - (6) その他の事項
- 2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

（報告）

第10条 会長、副会長及び専務理事は、各自の職務の執行状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について理事会に報告しなければならない。

- 2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、各自の職務の執行状況については適用しない。

（議事録）

第11条 理事会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、出席した会長及び監事がこれに記名押印をしなければならない。

（欠席者に対する通知）

第12条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会総会議事運営規則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の総会の議事方法に関する事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（遵守義務）

第2条 議決権を行使しえる会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 正会員等の出席

（正会員の出席）

第3条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 正会員以外の者が代理人として出席する場合、受付において代理権を証明する書類（委任状）を提出しなければならない。

（正会員以外の者の出席）

第4条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 本法人の事務局職員、弁護士等は、理事及び監事を補佐するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第3章 議長

（資格）

第5条 総会の議長となる者は、定款第15条の規定の定めによる。

（権限）

第6条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（議長不信任動議の審議）

第7条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第4章 議事

（開会宣言）

第8条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

（開会時刻の繰下げ）

第9条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認めるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

（出席状況の報告）

第10条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、総会の正会員の出席状況を会場に報告

しなければならない。

2 前項の報告は、理事をして行わせることができる。

(議題の審議)

第 11 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第 12 条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める。なお、理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明させることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条の規定による社員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対し上記提案に対する意見を求めるものとする。

(発言の許可)

第 13 条 正会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第 14 条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第 15 条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言
- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時期)

第 16 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言をすることができない。

(説明義務者)

第 17 条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。なお、会長又は理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。なお、監事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第 18 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第 19 条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項（議題）に関しないものである場合

- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本法人その他の者（当該正会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(修正動議)

第 20 条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第 21 条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第 22 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

(質疑・討論の打ち切り)

第 23 条 議長は、議案について質疑及び討論がつくされたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第 24 条 議長は、議案ごとに採決をしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第 25 条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に近いものから順次採決する。

(出席正会員の範囲)

第 26 条 総会の議決については、出席した正会員及び代理人を出席させた正会員並びに開催日の前日までに議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知を本法人に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権に算入する。

2 前項において、議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知を提出した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、収集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

3 前各項における議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知に関する取り扱いについては、総会招集通知に書面又は電磁的方法により議決権が行使できる旨、記載がされている場合に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第 27 条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権

行使書面又は電磁的方法による議決権行使通知は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第 28 条 議長は採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第 29 条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第 30 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より 2 週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第 31 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10 年間本法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第 33 条 総会を招集した者は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(補則)

第 34 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会役員報酬規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の役員の報酬の支給基準について定めるものとする。

（報酬の種類）

第2条 報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（報酬等の支払方法）

第3条 報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬等の支給日）

第4条 報酬等（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 特別手当の支給日は、理事会で別途定める。

（報酬等の額及び決定基準）

第5条 報酬等の額は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（日割計算）

第6条 新たに役員等になった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 第1項又は第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（支給停止）

第8条 前条までの規定にかかわらず、当面、役員への報酬等は支給しない。

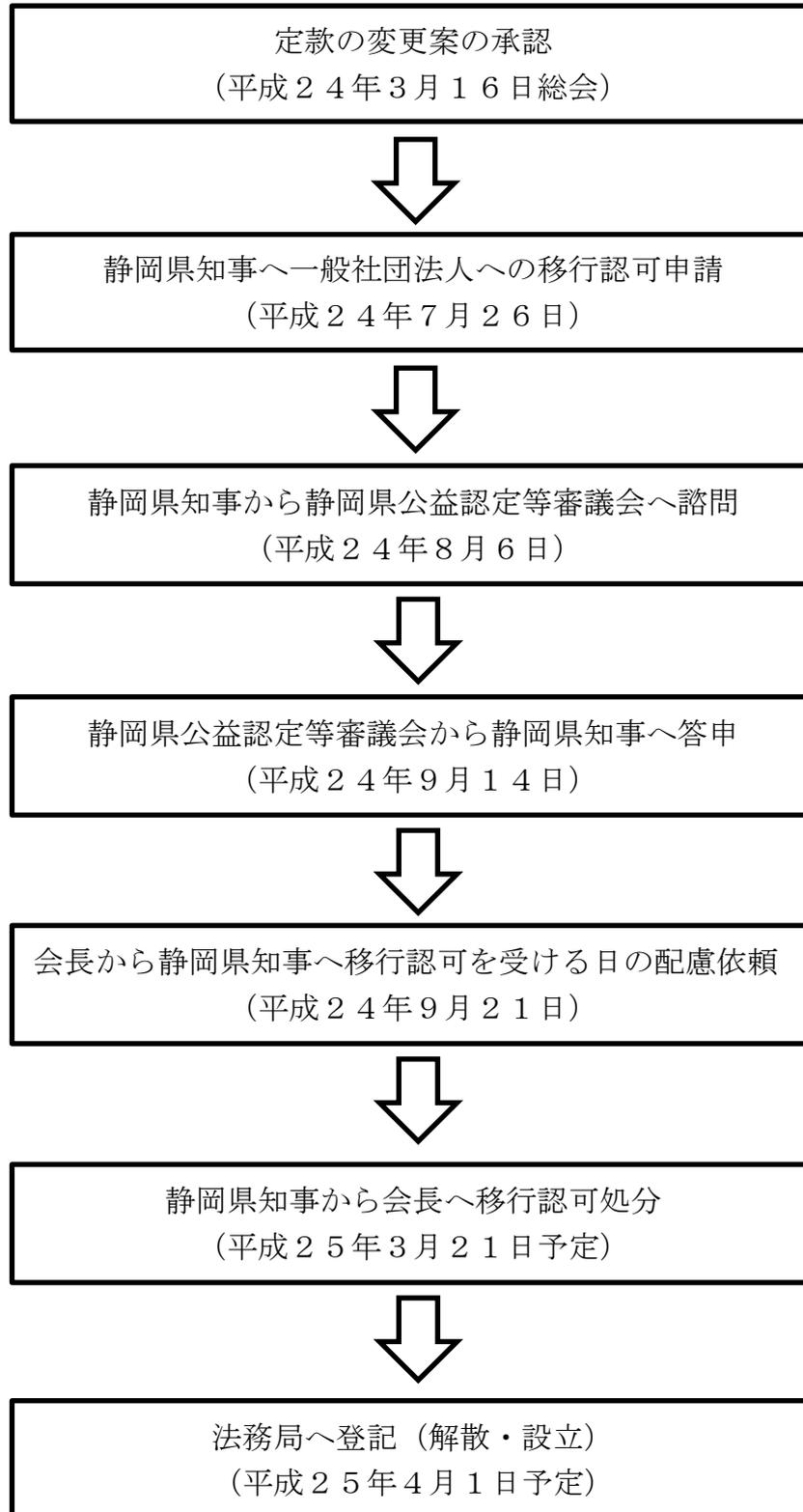
（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

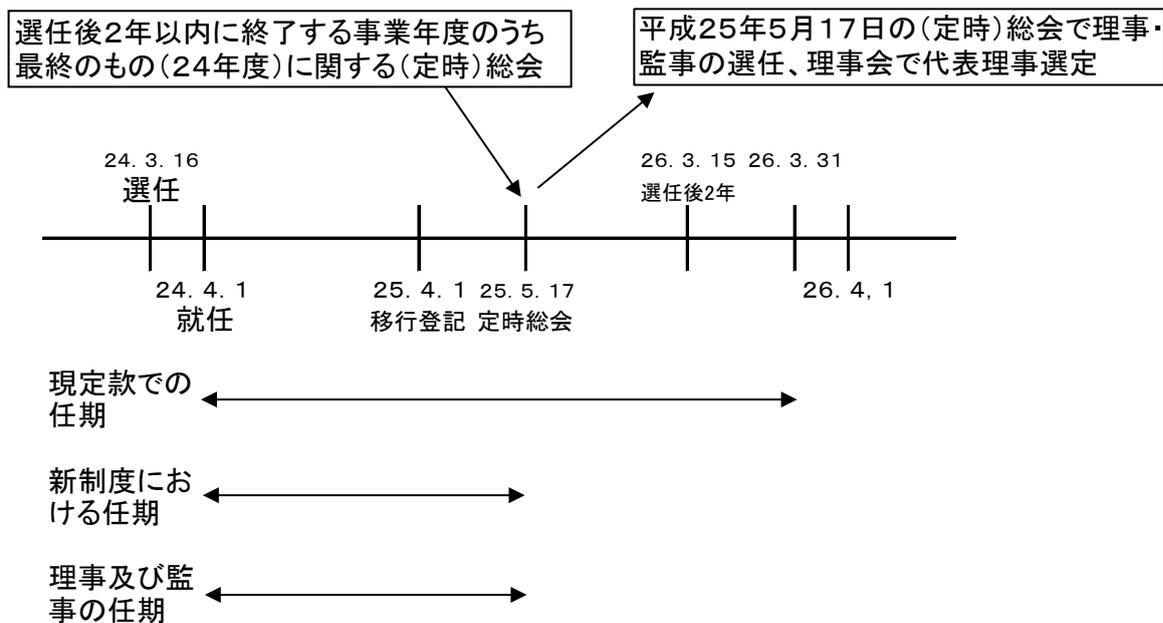
1 この規則は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会への移行

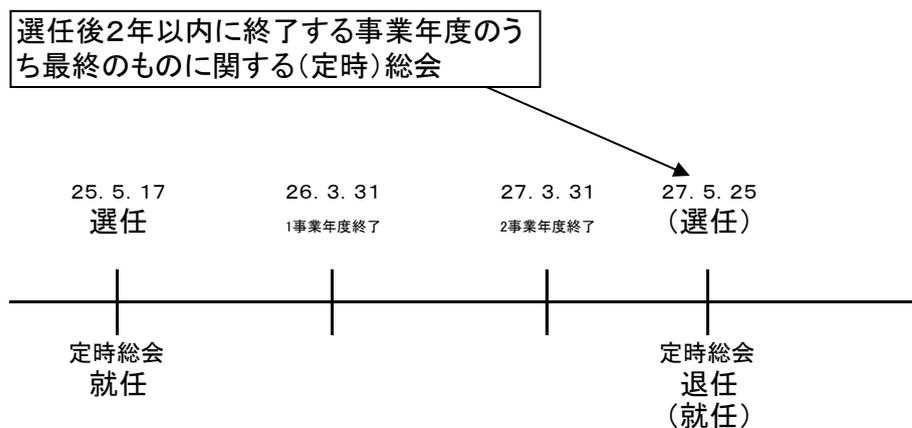


役員(理事及び監事)の任期

1 移行時



2 移行後



一般社団法人静岡県設備設計協会規程

- 一般社団法人静岡県設備設計協会会員規程
- 一般社団法人静岡県設備設計協会役員職務権限規程
- 一般社団法人静岡県設備設計協会委員会規程
- 一般社団法人静岡県設備設計協会旅費規程
- 一般社団法人静岡県設備設計協会慶弔見舞金規程
- 一般社団法人静岡県設備設計協会地区会規程

一般社団法人静岡県設備設計協会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

(入会の手続き)

第2条 一般社団法人静岡県設備設計協会定款（以下「定款」という。）第6条に定める入会の申込は様式第1号によるものとする。

(入会通知)

第3条 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、その結果を直ちに様式第2号により入会申込者に通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知をしたときは、第6条に定める会員名簿及び入退会管理簿に必要事項を記載しなければならない。

(資格の喪失等)

第4条 会長は、会員が定款第9条の規定により除名されたとき、又は第10条の規定により会員資格を喪失したときは、入退会管理簿にその旨を記載し、その会員を会員名簿から除外しなければならない。

(退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、様式第3号により届出なければならない。

2 会長は、前項の届出を受理したときは、入退会管理簿にその旨を記載し、その会員を会員名簿から除外しなければならない。

(会員名簿等)

第6条 会員名簿は会長が別に定める。

2 会員の入会、資格喪失等及び退会の履歴を管理するための入退会管理簿は様式第4号による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会入会申込書

年 月 日

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 ○○ ○○ 様

〒
住所

氏名（又は社名・代表者名）
（公印省略）

私・当社は、貴法人の正会員・賛助会員として入会したいので、貴法人の定款、規則及び規程を遵守することを誓約し申し込みます。

記

- 1 担当者氏名
- 2 担当者所属
- 3 担当者電話
- 4 担当者FAX
- 5 担当者E-mail
- 6 ホームページアドレス（無い場合、記載不要）
- 7 取扱品目（賛助会員の場合のみ）

注1）賛助会員の場合、社名・代表者名は賛助会員として登録する名称として下さい。

（例）○○○株式会社静岡営業所 営業所長△△△△

2）担当者を複数登録したい場合、それぞれ記載して下さい。

3）取扱い品目の記載例（当協会ホームページの「設備推奨リスト」を参照）

空調機器、エレベータ、照明機器、情報機器、ポンプ機器、都市ガス製造など

4）記載欄が不足する場合、別紙を使用して下さい。

一般社団法人静岡県設備設計協会入会審査通知書

年 月 日

〒
住所

氏名（又は社名・代表者名） 様

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 ○○ ○○
(公印省略)

年 月 日付にて貴殿・貴社からありました本法人への入会申込を審査した結果、
入会が認められました・認められませんでしたので通知いたします。

なお、入会を認められた場合には、この通知を受けとった日から30日以内に、入会金及び
本年度の年会費（ 円）を下記口座へ納入してください。
入金された日が入会日となります。

振込先口座：○○銀行○○支店
普通○○○○
口座名義人 一般社団法人静岡県設備設計協会

振込み手数料はご負担下さい。
領収書は金融機関の証をもって代えさせていただきます。

一般社団法人静岡県設備設計協会退会届出書

年 月 日

一般社団法人静岡県設備設計協会
会 長 ○○ ○○ 様

〒
住所

氏名（又は社名・代表者名）
（公印省略）

私・当社は、一身上の都合により、平成 年 月 日（退会日）をもって貴法人を退会したいので届出ます。

一般社団法人静岡県設備設計協会役員職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）における役員が遂行する基本的な職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会長)

第2条 会長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長（代表理事）の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
- (2) 予算の原案を作成すること。
- (3) 期末決算に関すること。
- (4) 総会及び理事会に関すること。
- (5) 定款、規則等の制定、改廃に関すること。
- (6) 官庁に対する許可、承認、届出、報告、登記等に関すること。
- (7) 組織及び権限の委任に関すること。
- (8) 事務局職員に関すること。
- (9) 重要な契約の締結に関すること。
- (10) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること。
- (11) 重要な業務の委託又は受託に関すること。
- (12) 取引金融機関の決定又は変更に関すること。
- (13) 事業資金の借入又は償還に関すること。
- (14) 予備費の使用に関すること。
- (15) 予算の流用に関すること。
- (16) 会費に関すること。
- (17) 訴訟行為・損害賠償等に関すること。
- (18) その他法人の重要事項に関すること。

(副会長)

第3条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ決定した順序によって、会長の業務の執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第4条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- (3) 事務局の会計処理に関すること。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の定款第43条の規定に基づいて設置する委員会（以下「委員会」という。）の任務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本法人の事業に関して企画、調整等を行うこと。
- (2) その他、本法人の運営に関して理事会に対して意見を述べること。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げるとおりとする。

(1) 常任委員会

- ① 総務委員会
- ② 技術委員会
- ③ 広報委員会

(2) 特別委員会

2 常任委員会の任務は、会長が各委員長と協議して別に定める。

3 理事会は、特別かつ重要な事項について検討が必要な場合、特別委員会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し会長が委嘱する。

2 委員は、15名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長に事故があるときは、副会長が随時招集する。

(活動記録)

第7条 委員長は、会議や講習会の開催等の活動を行った都度、活動の概要を記載した活動記録を作成し、理事会へ提出するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、本法人の事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

一般社団法人静岡県設備設計協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 旅費の支給対象者は、正会員、特別会員及び賛助会員（以下「会員」という。）とする。
2 会員が本法人の業務により出張する場合に旅費を支給する。ただし、理事会、総会、研修会、講習会などに出席する場合は支給しない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、次の2種類とする。

(1) 国内出張旅費

(2) 外国出張旅費

2 国内出張旅費の内容は、交通費、日当及び宿泊料とする。

3 国内出張旅費の金額は、別表1に定める額とする。

4 前項の規定にかかわらず、本法人の事務局及び静岡市内へ出張する場合は、交通費を別表2に定める額とする。

(交通費の計算)

第4条 交通費は、業務遂行上最も経済的で常識的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他止むを得ない理由で予定の経路及び方法によることができなかった場合は、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は、10,000円とする。

(外国出張旅費)

第6条 外国出張旅費及び付随する経費は、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議を行って決定する。

(旅費の支給)

第7条 旅費の支給は概算払いを原則とし、不足額が発生した場合は、清算を行うものとする。ただし、本法人の事務局及び静岡市内へ出張する場合は清算を行わない。

(講師等への支給)

第8条 講習会の講師等への旅費の支給については、その都度、講師等との調整により会長が決定する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

別表1 (国内出張旅費の金額) (第3条第3項関係) (円)

項目	金額	
	県内	県外
交通費	実費	実費
日当(1日当り)	なし	5,000

別表2 (事務局及び静岡市内への交通費)
(第3条第4項関係) (円)

出張の起点(市区町)	金額
御殿場市	6,000
三島市	5,000
沼津市	5,000
富士宮市	4,500
富士市	4,000
静岡市清水区	1,500
静岡市葵区及び駿河区	1,000
焼津市	1,500
藤枝市	1,500
島田市	2,000
吉田町	3,000
牧之原市	3,000
菊川市	3,000
掛川市	3,500
袋井市	3,500
磐田市	4,000
浜松市	6,000

注) 上表に定めがない起点の場合、公共交通機関を利用した場合の金額に500円を加えた金額とする。

一般社団法人静岡県設備設計協会慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の慶弔及び見舞に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 死亡弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) その他の慶弔見舞金

(支給対象者)

第3条 慶弔見舞金の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、結婚祝金、傷病見舞金及び災害見舞金は正会員のみを対象とする。

- (1) 正会員（団体正会員の場合、その代表者）、その同居家族及びその被使用者
- (2) 特別会員及びその同居家族
- (3) 賛助会員（団体賛助会員の場合、その代表者）
- (4) 会長経験者

(結婚祝金)

第4条 結婚祝金は、10,000円とする。

(正会員等の死亡弔慰)

第5条 正会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

2 正会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

3 正会員の被使用者が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とする。

(特別会員等の死亡弔慰)

第6条 特別会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

2 特別会員の同居家族が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

(賛助会員の死亡弔慰)

第7条 賛助会員が死亡した場合の死亡弔慰金は、10,000円とする。

(会長経験者の死亡弔慰)

第8条 会長経験者が死亡した場合の死亡弔慰金は、30,000円とし、死亡弔慰金の支給以外に、本法人の名称及び会長名を記した生花又は花輪を供するとともに、弔電を送ることとする。

(傷病見舞金)

第9条 正会員が傷病により7日以上入院して加療する場合の傷病見舞金は、10,000円とする。

(災害見舞金)

第10条 正会員が自然災害、事故災害その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合の災害見舞金は、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議して決定することとする。

(その他の慶弔見舞金)

第11条 その他の慶弔見舞金については、その都度、会長、副会長及び専務理事が協議して決定することとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

慶弔見舞金早見表

区分	結婚祝金	死亡弔慰金	傷病見舞金	災害見舞金	その他
正会員 (団体の場合、代表者)	10,000 円	30,000 円 生花又は花輪 弔電	10,000 円 (7 日以上入院加療)	三役（業務執行理事）の協議により決定する。	顧問への対応など規程にないものについては、三役（業務執行理事）の協議により決定する。
正会員の同居家族	×	10,000 円	×	×	
正会員の被使用者	×	10,000 円	×	×	
特別会員	×	30,000 円 生花又は花輪 弔電	×	×	
特別会員の同居家族	×	10,000 円	×	×	
賛助会員 (団体の場合、代表者)	×	10,000 円	×	×	
会長経験者	×	30,000 円 生花又は花輪 弔電	×	×	

一般社団法人静岡県設備設計協会地区会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）が設置する地区会の任務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(地区会)

第2条 地区会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東部地区会
- (2) 中部地区会
- (3) 西部地区会

(構成員)

第3条 地区会の構成員は、原則的に次に掲げるとおりとする。

- (1) 東部地区会 富士川以東に事務所を設ける正会員
- (2) 中部地区会 富士川以西及び大井川以東に事務所を設ける正会員
- (3) 西部地区会 大井川以西に事務所を設ける正会員

(任務)

第4条 地区会の任務は、会長が各幹事長と協議して別に定める。

(幹事)

第5条 地区会に幹事長1名及び副幹事長1名を置き、構成員のうちから互選により選出する。

2 幹事長は、地区会の会務を総括する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 地区会の会議は、必要に応じ、幹事長が招集する。

(活動記録)

第7条 幹事長は、会議の開催等活動を行った都度、活動の概要を記載した活動記録を作成し、理事会へ提出するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

平成25年度常任委員会構成

(◎委員長 ○副委員長2 □賛助会員)

委員会名	任務	委員	人数
総務委員会	1 普及啓発事業 (1) 分離発注促進事業 2 地域社会貢献事業 (1) 分煙技術支援事業 3 その他事業 (1) 他団体等との情報交換事業 ① 建築5団体賀詞交換会 ② 会員研修会 ③ 県担当課との意見交換会 4 法人管理事業 (1) 総会運営の支援など 5 その他必要なこと	◎名波 睦生 ○山本 晋也 ○佐々木 哲男 植田 賢司 志賀 正紀 泊 真悟 村松 宏 枝村 彰 伴 賢二	東3 中4 西2
技術委員会	1 調査研究事業 (1) 建築設備設計技術向上事業 (2) 設計施工技術共同研修事業 2 その他必要なこと	◎佐野 富士雄 ○齊藤 隆幸 ○村上 善洋 永野 靖子 花村 吉晃 中村 健一 鈴木 洋之	東2 中3 西2
広報委員会	1 普及啓発事業 (1) 広報誌発行事業 (2) ホームページ運営事業 2 その他必要なこと	◎神谷 保孝 ○川端 猛真 ○甲斐 裕士 長田 武士 多々良 公夫 後藤 利基 中山 巧 手塚 正一 □藤井裕典 (TOA) □福嶋 健二 (光陽エンジニアリング) □野崎 裕幸 (シズデン)	東1 中4 西3 賛助3

平成25年度地区会構成

(◎幹事長 ○副幹事長)

地区会名	任務	役員	人数
東部地区会	1 地域社会貢献事業 (1) 建設設備無料相談事業	◎白井 和彦 ○永野 靖子	7
中部地区会	2 その他事業 (1) ボランティア活動事業	◎花村 吉晃 ○後藤 利基	14
西部地区会	3 その他必要なこと	◎杉山 芳教 ○伴 賢二	9

社団法人静岡県設備設計協会退会届出

平成25年2月12日

社団法人静岡県設備設計協会
会長 三ツ井 幹雄 様

〒430-0901

住 所 浜松市中区曳馬6丁目13-34

氏 名 アベック設備設計事務所
佐藤友康 

当社は、一身上の都合により、平成25年3月31日をもって貴法人を退会したので届出ます。

社団法人静岡県設備設計協会退会届出書

平成25年 3月 1日

社団法人静岡県設備設計協会
会長 三ツ井 幹雄 様

〒422-8054
住所 静岡市駿河区南安倍三丁目十八番一号
会社名 東芝電材マテリアリング株式会社
代表者 静岡支店長 本間 

私・当社は、一身上の都合により、平成25年3月31日（退会日）をもって貴法人を退会
したいので届出ます。

一般社団法人静岡県設備設計協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県設備設計協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建築設備等の知識に関する普及啓発及び情報の提供、社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査研究等を行い、もって県民の安全で快適な生活の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築設備等の知識に関する普及啓発及び情報の提供
- (2) 社会的要請に応えるための建築設備等の技術に関する調査研究
- (3) 建築設備相談会の開催等地域社会に貢献する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 静岡県内に建築設備工事の設計・監理の業務を担う事務所を開設し、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- (3) 賛助会員 建築設備に関係ある個人又は団体で、この法人の事業に賛助するために入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び年会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

5 前4項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人名2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

(総会議事運営規則)

第19条 総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会議事運営規則による。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事及び監事の相談に応じること。

(2) この法人の運営について意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 34 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める理事会運営規則による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務職員を置くことができる。
- 3 事務職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、活動上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は三ツ井幹雄、副会長は美和静男及び白井和彦、専務理事は山森繁とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。